

1 日時

令和 6 年 3 月 21 日（木）13 時 30 分～15 時 35 分

2 出席者（敬称略）

(1) 委員

山崎（会長）、朝比奈（副会長）、高木（副会長）、長坂、石原、岡部、佐藤、圓山、水野、岩崎、磯部、永井、西村、藤田、久保、植野、山本、田上、谷藤、小泉、徳江、千葉、杉浦
（欠席：森田、松永）

(2) 市職員

障がい者支援課 鳥羽、樋口、夏見、山内

障がい者施設課 石井

発達支援課 内池課長、大塚

3 傍聴者

なし

4 内容（敬称略）

事務局： 定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、森田委員、松永（樋口）委員からご欠席との連絡をいただいております。それでは、ここからの進行は、山崎会長、よろしくお願いいたします。

会長： それでは、令和 5 年度第 3 回市川市自立支援協議会を開会します。まず、会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。事務局からは、本日の議題の中では、非公開とする内容は含まれていないと伺っております。本日の会議を公開するかどうかは、すべての議題の審議に先立って決定することとなっておりますが、本日の会議はすべて公開としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長： それでは、本日の会議は公開といたします。では、本日傍聴希望の方がいらっしゃれば、ご入室いただきたいと思います。

事務局　：　本日は傍聴希望者はおりません。

議題(1) 連絡・報告事項

会長　　：　議題(1)、「連絡・報告事項」について、所管課よりお願いいたします。

樋口　　：　「① 令和 6 年度市川市予算について」です。今月、市川市議会において、令和 6 年度当初予算案が可決されました。かねてより自立支援協議会において議論されておりました、基幹相談支援センターえくるの人員拡充のことなど、今回の予算で対応が図られた部分がありますので、ご説明させていただきたいと思います。

まず、「基幹相談支援センターえくるについて」です。資料の 3 ページをご覧ください。今年度第 1 回の自立支援協議会でご説明したとおり、令和 4 年 12 月に成立した障害者総合支援法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日以降、基幹相談支援センターの設置が、市町村の任意から努力義務に変更となり、また、「地域の相談支援従事者に対する助言等の業務」と「協議会への運営の関与を通じた地域づくりの業務」が、基幹相談支援センターの業務として新たに法定化されました。えくるの予算については、これまでも、増額の要求を続けてきておりましたが、今回、2 名分の予算増を行うことができました。これにより、増加する相談支援件数への対応と、地域の相談支援の中核としての役割や機能の強化への対応を進めていきたいと思っております。

次に、4 ページをご覧ください。「重度の強度行動障害加算事業補助金（案）について」です。こちらは、令和 4 年度末の千葉県袖ヶ浦福祉センターの廃止により千葉県において構築された「重度の強度行動障害のある方への支援システム」を市川市が活用できるようにするための、令和 6 年度から新たに確保した予算になります。この補助事業の詳細については、まだ案の段階ですが、概要をご説明しますと、千葉県の「暮らしの場支援会議」にて支援が必要と判定された方を受け入れた障害者支援施設やグループホームに対し、生活支援員を基準以上に追加で配置した場合の経費について、市が補助を行うものとなります。市が補助を行うことにより、施設やグループホームで強度行動障害のある方を受け入れやすくなり、地域生活の支援の充実が図られるかと思えます。令和 6 年度予算は 2633 万 5000 円で、生活支援員 5 名分となっています。なお、この予算には、県から 2 分の 1 の補助がつくことになっておりま

す。今はまだ要綱を作成中の段階ですので、制度が固まりましたら、4月以降に、市ウェブサイト上にてご案内させていただく予定です。

次に、5ページの、「障害児者喀痰吸引等研修費補助金（案）について」です。こちらは、医療的ケアを必要とする方に対するケアを可能にするための研修である「喀痰吸引等研修」の受講費用などについて補助を行うものであり、令和6年度から開始いたします。喀痰吸引等研修には、第1号研修から第3号研修までがありますが、第1号研修と第2号研修については10万円まで、第3号研修については5万円まで補助を行う予定です。補助対象の事業所の範囲など、詳細については現在検討中です。令和6年度予算は100万円で、国や県の補助なしに、全額市負担として実施します。こちらについても、補助制度の詳細が固まりましたら、4月以降に、市ウェブサイト上に手続方法について掲載させていただく予定です。

次に、6ページをお願いします。「障害者施設等通所費用助成金について」です。こちらは、現在も実施している、障害者施設等への通所交通費の一部を助成する制度の、拡大となります。拡大となるのは、助成額の部分となりますが、これまでは交通費の3分の1を助成していたところ、令和6年4月1日に通所した分以降については、交通費の2分の1を助成する制度に変更いたします。既にこの制度をご利用されている方については、制度変更に伴う特段の手続は必要ありません。市の方で変更後の割合の助成額をお支払いいたします。

以上4点が、予算拡大に伴う変更点となります。よろしくお願いいたします。

続いて、7ページをお願いします。「② 医療型短期入所事業所開設説明会を開催したことについて」、ご説明いたします。令和5年11月29日に、市川市と千葉県で共同で、市内の医療機関と介護老人保健施設等向けに、医療型短期入所事業所の開設のための説明会を開催しました。この説明会には、医療機関や介護老人保健施設など、14法人が参加しました。内容としては、千葉県の医療型短期入所事業所の開設支援策や、市内の医療的ケア児者の状況を説明して、参加者に医療型短期入所事業所の開設を促しました。現在、具体的な開設に向けて検討を行っている法人が3法人あるということです。今後は、千葉県と連携を深め、市内の対象法人に開設に向けての働きかけや情報提供を行うなど、引き続き努力を重ねてまいりたいと思います。

次に、3点目、「市川市地域共生センターについて」です。資料8ページをご覧ください。令和6年4月1日、市川市南行徳地域共生センターがオープンします。この施設は、老人いこいの家を改修した施設で、これまでの高齢者のサークル活動などの余暇活動は残しながら、子どもから高齢者までを対象と

して、地域共生に関わる活動を行う団体に貸し出しを行います。資料左側の表をご覧ください。どのような事業を施設で行うことができるのかについての例を載せています。例えば、学習支援に関すること、就労支援に関すること、居場所づくりに関すること、などがここで行われる事業として想定しています。月曜・祝日と12月28日から1月4日までの年末年始を除いて、午前9時から午後5時まで開館し、利用料は無料です。次にフロアマップをご覧ください。1階のつどいの間は主に高齢者に貸し出しし、ふれあいカフェはどなたでも自由にご利用いただけます。2階の地域交流ホール、多目的ルームは、団体の活動に貸し出しをします。その他、施設の一部を地域の方に開放することも現在検討しています。ご不明点等ございましたら、地域共生課までお問い合わせください。

大塚 : 発達支援課です。資料9ページ、10ページをお願いします。本市は障害児相談支援のセルフプラン率が高いですが、相談支援専門員が見つからないという声を受け、セルフプランの方からのご相談を発達支援課で受けることにしております。セルフプランは、サービスをスピーディに利用開始できる点はメリットですが、事業所がお子さんに合わないとか、どのようなサービスがあるかわからないといったご相談があり、発達支援課が相談窓口となっています。本日の資料は今年1月から窓口にて配布しているもので、障害児通所給付費に係る受給者証の発送の際にも同封しております。ご相談があればご連絡ください。

会長 : 今回の予算拡大は、自立支援協議会や各部会での提案が具体化されたものだと思います。法改正により予算が拡大できた面もあるかとは思いますが、皆さんの声が届いて形になったと実感していただければと思います。何かご質問はございますか。

朝比奈 : 予算確保ご尽力ありがとうございます。この予算を効果的に使っていないといけないと思っておりますが、私は基幹相談支援センター運営協議会の会長でもありますので、えくるが支援者支援に取り組んでいく具体的な方策について、4月以降、基幹相談支援センター運営協議会を開催し、議論していきたいと思えます。

また、地域共生センターについてですが、私は昨年7月からがじゅまる+として市川市よりそい支援事業に携わっており、このセンターの活用策について広く検討してほしいというお話を市からいただいて、早速、試行的に、障害者

手帳の有無に関わらず働きづらさや生きづらさを抱えた方のお仕事センター、居場所として活用する考えで準備を進めています。具体的に動き出したらまたご報告しますが、地域住民の方が交流できる機会になるようにということで、様々な活動が重なり合うように取組を進めていきたいと思っております。

谷藤 : えくるの予算拡大について、嬉しく思いますが、どこの事業所も人材確保で苦勞されています。2名増員というのは、今までの体制にプラス2名ということでしょうか。また、人材確保のめどはついているのか、教えていただきたいです。

また、地域共生センターですが、公民館などは利用する際に団体登録をしますが、個人で利用する場合の手続はどうなるでしょうか。今後の周知方法についても教えてください。

鳥羽 : えくるについては、現在の体制にプラス2名になります。

長坂 : 人材については、確保はかなり厳しかったですが、他法人にご協力をお願いし、かなりのところから協力していただけるめどは立っています。4月1日以降、改めてご紹介させていただきたいと思います。

樋口 : 地域共生センターについては、個人での利用の場合、受付で登録をすれば利用できるということです。周知に関しては確認します。

会長 : 団体登録や周知について、確認して、メールでご配信いただくとか、議事録に反映していただきたいと思います。

※ (※ 後日、地域共生課より)

個人利用については、最初に窓口で使用登録をしていただき、その際に発行する入館カードに書かれたカードナンバーと入館時間を受付簿に記入していただいて利用開始となります。2回目以降の利用の際は入館カードを窓口に表示し、カードナンバーと入館時間を受付簿に記入していただくことで利用できます。

周知については、市公式 Web サイトに掲載するとともに、近隣自治会（自治会掲示板への掲示等）、地区社会福祉協議会、民生委員への周知を行います。個人利用は令和6年5月から開始となりますが、広報いちかわ5月4日号で周知します。

植野 : 市川市手話言語条例のことですが、予算化ができていないところがあります。野田市、松戸市、流山市など、取組が進んでいるところはありませんが、市川市は予算化されていないと思います。条例がない市町村も頑張っていて、市川市はアンケートに無回答だったということで驚いています。手話通訳者や当事者等を含んだ運営委員会についても平成 25 年にモデル実施要綱が出ていますが、何度も要望していますが、検討するというだけで、実効性がなく来ています。

樋口 : 市川市手話言語条例が制定され、昨年、小学校 4～6 年生の教室に周知ポスターの掲示を依頼し、配布しています。今年は違う学年に対してもポスター掲示を依頼していきたいと思います。予算については、ろう者協会からのご意見を踏まえ、要求しましたが、予算化できませんでした。ただ、障害者週間にろう者協会からの動画を放映したり、手話言語の国際デーに市庁舎をブルーライトアップしたりしました。アンケートについては回答が遅れたものの、回答を提出しております。運営委員会については、他市の状況も鑑みて市としてできる範囲を検討していきたいと思います。

植野 : ろう者協会では手話奉仕員養成講座の業務委託を受けておりますが、災害時における聞こえない方への対応は厳しくなります。それをろう者協会に任せていただいているのは有り難いですが、意思疎通の運営委員会を設けてほしいとずっと言っています。その中で当事者が参加できるものを作っていただきたいと思います。手話言語条例だけではなく、令和 4 年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。意思疎通やコミュニケーションへの配慮など議論の場が必要になってくると思います。他の市でも条例など議論がありますが、市川市は全く議論がないということで、検討をお願いしたいと思います。

西村 : 地域共生センターについて、実際に障害者就業・生活支援センターいちさんでも、障がい当事者が過ごせる場が必要ではという話が出ました。単身の精神障がい、発達障がいの方などが気軽に立ち寄れてお話ができるような、何か用意された場所ではなくちょっと来ていい場所のようなものであれば、来やすいと思います。大人版こども食堂というか、そこで、調理はできなくとも食事を温めたりできると、誰かと食事したいという方にも良いと思います。他の事業所からも、うちの登録者にもいるから手伝わせてという話とか、自分の SST、

生涯学習的にステップアップしたい方、パソコン教室、交流会というアイデアも来たので、私たちみたいなところで共催できたらよいと思っています。障がいのある方に限らず、おとな食堂みたいなものというか、生活困窮者福祉の方とも共催できると、色々使い道があるかなと。昔、市川市障がい者就労支援センターアクセスでやっていた生活講座のようなものができたらとイメージしています。一緒にやりたいというお話もいくつかの団体から聞いていますので、今後朝比奈さんと相談していきたいと思っています。

高木 : 今回の予算のことは、予算化がなかったものもあるということですが、協議会での議論が具現化されたものだろうと思いますし、障がい児の相談についてもチラシを作って動いているということで、感謝を申し上げたいと思います。

その上で、関心を寄せたのは、障害児者喀痰吸引等研修費補助金（案）です。市内の事業所からどのくらいのニーズがあるのかということと、実際に介護者が研修を受けただけでは駄目で、事業所として登録しないといけないので、事業所に対する周知はどうお考えか、概要をお聞かせいただければと思います。

会長 : 市と、実際に医療的ケアを行っている事業所の方からもお話を聞きたいと思っています。

鳥羽 : この予算については、重症心身障がい児者サポート会議で、千葉市において同様のことをやっている講師をお呼びして、お話をしてもらった際に、市川市でも、ということになり、今回の予算要求となりました。事業所のニーズは把握しておりませんが、一定数のニーズはあるのではと思っています。

また、受講だけではなく事業所が特定行為の登録を受けることが必要で、業務をすることも要件としたいと思っています。事業についての説明会などは未定ですので、今後検討したいと思っています。

高木 : 趣旨としては、その登録をすることも条件にしてもらいたくないのかなと。介護者を増やしたいのが第一で、研修の中で実技も行うので、そこで、医療的ケアも怖くないな、という実感が持てて、そういう方が増えてきて、その先に事業所登録があるのかな、とも思うので、登録を要件とするとそれが足かせになる可能性もあるので、よくご検討いただければ、と思いました。

永井 : 今回の予算化は、有り難いと思っています。昨年度、重症心身障がい児者サポート会議の中でも、生活介護の事業所に調査を行いました。今はどのくらいの方が受講を希望しているかの数字は持っていませんが、それが反映され、希望されている方を大体カバーできる予算になっていると思っています。また、これまでは、生活介護事業所で、ヘルパーが喀痰吸引を行うということで事業所登録をするだけで、何も加算はありませんでしたが、今回の報酬改定で、少しではありますが、1日300円くらいだったかな、加算がつくようになりました。この研修を終えて実施できる者がいないと事業所登録ができませんので、まずは研修を受けてもらえるような環境を作っていただければと思います。

議題(2) 各部会等の状況について

会長 : では、議題(2)、「各部会等の状況について」、まずは相談支援部会からお願いします。

石原 : 資料にあるとおりですが、IS-netでは、事業所ツアー、研修会、情報交換会を行いました。権利擁護連絡会では、研修会、定例報告会、セミナーが行われています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業では、実務者会議、グループスーパービジョンが行われています。

また、今年度、相談支援従事者現任研修で、基幹相談支援センターが受講者の受入れを行い、相談支援部会でも受講者の見学を受け入れ、意見交換を行いました。その資料が14ページです。今回の予算で基幹相談支援センターの人員拡充となりましたが、現場の相談支援専門員の質と量を上げていくことが課題かと思っています。

会長 : 次に、生活支援部会からお願いします。

磯部 : 生活支援部会では、主に、このあとの議題にもなっている日中サービス支援型グループホームの再評価に関することを行いました。また、令和6年度には5つか6つの日中サービス支援型グループホームの評価を行わなければならない見込みであり、生活支援部会だけでは評価をやりきれないという話もしました。何らかの仕組みを検討しないといけないと思っています。また、指定共同生活援助事業者にとっては、地域連携推進会議の実施が令和6年度から努力義務、令和7年度から義務となり、これから準備が必要となります。

永井 : 重症心身障がい児者サポート会議についてご報告します。お泊まりドレミはイベントとして行ってきたものですが、地域生活支援拠点等を絡めて、費用を発生させて、制度として、体験を含め、緊急対応の準備を行っていただける形に持っていきたいという話をしています。

磯部 : 日中活動連絡会については、強度行動障がいのある方の支援についてや、虐待防止研修についての報告をいただいています。

岩崎 : グループホーム等連絡協議会からです。グループホームの支援の質の低下が問題となっていますが、どこで良し悪しを決めるかが難しく、色々な関係機関の目を入れようということで、令和6年度から、指定共同生活援助事業者は、地域の方や市の担当者などを入れて、地域連携推進会議を行っていくことになります。また、年に一度はグループホームを見学する機会を設けることにもなっています。

磯部 : 8050 リスト調査（ソナエプロジェクト）については、日中サービス支援型グループホームの開設支援や入居支援ということを行っています。また、プロジェクトとして、説明会も一緒に行っています。

居宅支援連絡会からは特に報告事項はありませんが、人材確保が喫緊の課題となっているということです。

高次脳機能障害児者サポート会議は、参加者は少ないですが、小さなニーズにもきちんと応えていくということで、次年度以降も参加がしやすいように工夫して行っていきたいということです。

地域生活支援拠点等については、障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金制度を利用した実際の事例の報告を受けました。

17 ページからは、2 月 16 日に実施したいちかわつながり交流研修の資料です。今後、各部会の研修については、各部会の幹事があらかじめ打合せをして、一年間の計画を立ててはどうかという話をしています。

会長 : 次に、就労支援部会からお願いします。

西村 : 就労支援部会は、2 月 16 日に開催しました。就労継続支援 A 型、B 型事業所が今とても増えています。しゅうたん会議、ふくたん会議に参加しない事業

所が増えてきているため、今後、新規開設事業所向けに、これらの会議の概要を説明するリーフレットを作成し、周知していこうと考えています。

また、障害者雇用促進法の改正により、令和 6 年度から、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方を雇用した場合に実雇用率上 1 人をもって 0.5 人と算定するようになるとともに、障害者総合支援法の改正により、令和 6 年度から、一般就労中でも就労系障害福祉サービスを一時的に利用できるようになります。それによって、週 20 時間以上の勤務にもっていこうということですが、今後どういう課題が出てくるのか共有していく必要があると思っています。先日、千葉県教育庁の方でこの短時間労働を使いたいという話が出たようで、それは違うのではと話をしたところです。

利用者や家族の高齢化については、引き続き課題となっています。生活支援機関もそうですが、介護保険サービスとの連携が必要になってきており、就労系サービスはあまり生活支援機関と関わったことがないので、事例検討会や勉強会が必要になるのではないかと話をしています。相談支援部会や生活支援部会との合同での検討会や勉強会が必要なのと、高齢者支援機関との情報交換会が必要になってくるという話をしました。

また、障害者差別解消法の改正により、令和 6 年 4 月から、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務となりますが、これについて今後、意見集約や勉強会を実施することを検討しています。

就労系サービス事業所では、生活支援の部分の比重が高くなってきており、皆さんと協力しながら部会を進めていきたいと思っています。

会長 ： 次に、こども部会からお願いします。

徳江 ： こども部会では、昨年度に実施したアンケート結果からの課題や、相談体制の整備、関係者間での情報共有や連携体制構築を目標に取り組んできました。データとして、乳幼児期から児童期を支える関係機関は多岐に渡り、お子さんの変化が激しいが、相談支援専門員が不足しており、施策の縦割りがあるという意見があります。相談窓口の周知活動については、発達支援課から説明されたとおりです。また、保育所等訪問支援事業の内容の周知を行いました。

児童発達支援センターについて、第 1 回こども部会で話をしました。これだけの児童発達支援センターがある市は他になかなかないですが、児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが中核的役割を担うということになりましたので、相談窓口として活用してほしいということで周知を行っています。

今後の取組ですが、2023 年 4 月にこども家庭庁が創設され、分野ごとに縦割りだった窓口が一本化となり、市川市でも、こども家庭センターの設置が進められています。令和 6 年度はその動向も踏まえて、一体的に支援が提供できるような体制の構築をと思っています。

医療的ケア児連絡会に関しては、令和 5 年 10 月に、5 機関 6 名の医療的ケア児等コーディネーターを設置しています。窓口は発達支援課です。

障がい児支援連絡会は、年に 3 回実施しました。

会長 ： 次に、障害者団体連絡会からお願いします。

植野 ： 障害者団体連絡会は、理事会を 6～7 回行いました。課題としては、市の防災訓練で、受付の際にスマホを使いましたが、スマホが苦手な障がい者も多く、分かりづらいという声がありました。また、受付訓練は、コロナ禍前から繰り返し行われており、受付だけの繰り返しで、分かりやすく説明してほしいということ。また、ある小学校の訓練で、受付後、2 階に移動させられたという話があり、障がい者に対する配慮が必要という要望を出しました。今回もまたあり、引継ぎが上手くいっていなかったのではと感じました。防災訓練、障害者団体連絡会、自立支援協議会など、どういう課題があるか話し合う必要があるのではと思います。補足があれば小泉委員をお願いします。

小泉 ： 防災訓練については、意見がたくさん出ましたので、またまとめて報告したいと思います。今回は合理的配慮が全くなかったことに驚きました。それも訓練の一つという意見もありました。私たちができることを今後もやっていきたいと思います。

植野 ： 課題としては、福祉避難所のことです。医療的ケアを必要とする方や、目の見えない方、スロープが必要な方など、ニーズは様々です。福祉避難所はこれらが十把一からげになってしまっています。それぞれの障がいに合った配慮が必要と思っています。

会長 ： 植野委員のお話は、相談支援部会でもされました。行政と当事者だけが解決を図るのではなく、関係機関の皆さんが、訓練に参加して仲介役として入れないかと提案しました。能登半島沖地震でもそうですが、皆さんが仲介者として入らないと現場がパニックになります。本会や相談支援部会でも検討に入れたらと思います。

何かご質問等ございますか。

朝比奈 : 就労支援部会から、働きながら孤立しがちな人の生活の支援、ご家族が高齢化していくことへのフォローについての問題提起があり、重要だと思いました。そらやがじゅまる+にも、この辺りの相談が入ることが多いです。他分野と交流できる場が必要ではというお話ですが、生活支援部会からの、各研修がちゃんと横につながって中身や日程を共有したらどうかという話とも関連しますが、がじゅまる+で、令和5年度、試行的に、主に委託の相談支援機関を中心に声をかけ、「多職種多機関一緒に事例検討会」というのを行いました。来年度は、年度当初から、時間帯も様々にして、四半期に1回くらいの実施をアナウンスしようと思っています。それをどのあたりまで声をかけるか。指定特定相談支援事業者以外に、セルフプランの方だと就労系事業所も含まれるなどと思うし、そこまで広げられるか。今後、えくる発でもこのようなことが進むと思いますし、グループスーパービジョンもありますので、全体としてどう構成していくか。事例検討の場はたくさんあるといいとは思いますが、お互いにどこにフォーカスするか、意識的にやっていく必要があると思います。がじゅまる+や基幹相談支援センター運営協議会としても、そのあたりを今後議論していきたいと思っています。

岩崎 : 情報共有としてですが、先月2月に、行徳で日中サービス支援型グループホーム新設の話があり、その地域の町会長の提案により、2月24日に地域住民を対象に事業者により説明会が行われました。そこで反対意見が多く、結局、開設断念となりました。地域の方の障がいへの理解が進んでいないと感じましたが、毎回言っていますが、地域の住民は、市の人に出てきてほしいと言っています。市の立場は、グループホームは県の指定だからということで参加していただけないですが、そこに住むのは市川市の人だから、市川市が出向いていくのが普通ではないかということで、私はいつも挟まれる立場にあり、悩んでいます。市川市だけではなく船橋でも同様に、船橋市としても、どう関わっていくか頭を悩ませているということです。こういうことが続いてもあまり良くないので、市としてもこういう立場なのでこういう理由で来られないという、市の姿勢を、市民に示せるような何かがあれば、教えていただきたいと思っています。

もう一点ですが、2週間ほど前の朝日新聞か千葉日報の記事で、県内14市町村において個別避難計画の作成が手つかずということでした。その中に市川

市は入っていなかったもので、進んでいるということですが、個別避難計画の作成は今後どう進んでいくのか、概要でも教えていただきたいと思います。

樋口 : 個別避難計画の作成については、危機管理室で対応していますが、今後進められるよう少しずつ取り組んでおります。

会長 : もし今後状況を報告できることがあれば、お願いします。

植野 : 以前、グループホームの立上げの際に似たような懸念があり、障害者差別相談窓口を利用しましたが、市川市ではそのような相談ルートがあるのか教えてください。また、災害時の対応や個別支援計画の話に関し、来年度から BCP の作成の関係で義務化される話を聞いていますが、そのあたり行政からの答えがないので心配しているのですが。

樋口 : 障がい者差別については、障がい者支援課に窓口があります。

鳥羽 : BCP（業務継続計画）と個別避難計画は別であり、BCP は、未作成の場合報酬が減算となるかと思います。それと個別避難計画は別だと思います。

植野 : いずれにしても、障害福祉サービスに関わることですので、ご検討をお願いします。

会長 : BCP は事業者が作成するものですが、個別避難計画がないまま作って災害時に障がいのある方をフォローできるかという、ちょっと違うので、その接続のところは災害時支援の肝となるので、行政で別に作成・指導するのではなく、そのつなぎ目のところを話し合って進捗をお伝えいただければと思います。

田上 : 岩崎委員からのグループホームの話ですが、住民の立場からして、民間事業者が急に出てきて、いいと言えるかというと、そこに行政が絡むと一つの安心材料となります。確か、コロナ禍の前あたりに、施設を作るときには行政が地域の方とのトラブルを解消するための努力をするという決まりができたような記憶がありますが、住民としても、事業者が来るというと疑心暗鬼になることがあります。行政の立場で、仲介というか、必要性を説明会でお話していただけると、地域の方も受け入れやすくなると思います。そういう方向に今

後いつていただかないと。国は入所施設を作らない、グループホームに、と言っていますので、数を増やさないといけないわけです。その辺りに注力、ご配慮いただければと思います。

会長 : 私も、地域を基盤とする業務をしていますので、行政が仲介役になれば安心感が高まるというのは同じ意見です。計画でも数値目標も立てられていますので、どうでしょうか。

鳥羽 : 課題は認識しております。制度改正により、4月から、都道府県の事業者指定の際に市町村が意見を申し出ることができるようになります。地域の資源づくりに様々な意見を活かしていくことは必要と思います。グループホーム等支援ワーカーも千葉県の委託の業務ですので、役割分担も前向きに検討していきたいと思います。

議題(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に対する評価、要望、助言等について

会長 : では、議題(3)「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に対する評価、要望、助言等について」です。前回の11月の自立支援協議会で、2つの日中サービス支援型グループホームについて評価書の検討を行い、「Beans 本八幡」については評価を確定させましたが、「ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町」については検討を継続するということになっておりましたので、このビーハックの方についての評価案の検討となります。生活支援部会から評価案についてご説明をお願いします。

磯部 : 昨年12月14日に、市職員2名と部会副幹事2名で、ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町に伺い、お話をしました。資料26ページ以降に沿って説明します。

27ページの「利用者への支給決定の実施主体」ですが、市川市が12名で、事業者としてはできるだけ市川市の方を受け入れたいということでした。セルフプランの方は0名ということでした。

28ページの「利用者の主な日中の活動について」ですが、17名の入居者が生活介護サービスを利用しており、入浴については、自立度の高い方は毎日利用していて、拒否がある方には声掛けをしているということでした。この辺りは、私たちが当たり前に行っていることなので、それを念頭に置いてよろしく

お願いしますとお話しました。また、「利用者に対する地域生活の支援状況について」、体験入居については、事前にアセスメントをして受け入れているということでした。この点は、利用者が無用な失敗体験をしないよう、配慮をしてほしいと話をしてきました。

29 ページの「支援体制の確保について」は、日中に事業所へ電話がなかなかつながらないという話について、電話に出られなくてもサービス管理責任者などが折り返すよう心掛けているということでした。スタッフの入替りが激しいのではという話については、会社としても課題として認識しているという話でした。夜間の緊急対応の際は、事業所にサービス管理責任者などがいなくても、電話で指示を受けられるようになっているということでした。お話を聞く限り、管理者の方が非常に頑張っている状況だったので、頑張してほしい反面、一年中携帯電話を持たされているのはおかしいという話もしてきました。その人が倒れたら入居者の命が守られないので、職員の健康管理には気を配ってほしいとお願いしてきました。

30 ページの「地域に開かれた運営について」は、入居者募集はホームページ上で広く行っており、市川市に縁がない方が来られることもあるということですが、事業所としては市内の方を受け入れたい思いはあるとのことでした。秋には芋煮会をしたとのことで、管理者の顔がとても明るかったです。近所の方から野菜をもらうこともあるということでした。地域の方は味方になる存在なので、いっぱい巻き込むとよいと話をしました。ボランティアは希望があれば受け入れ可能とのことでした。「短期入所の併設について」は、緊急の依頼があれば協力するということでした。ここは、体制が整わないのに誰でも受け入れるというのも無理があるので気を付けてほしいと話をしました。

31 ページの「相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について」は、連絡帳の活用により連携に努めているということでした。外国人スタッフはある程度日本語を読むことはできるが、伝えるのが難しいということで、携帯電話を活用して画像で管理者に送るなどしているということでした。苦情もあるようですが、苦情がないということはないので、あったときに家族や事業所ときちんと話し合いを繰り返すことで信頼関係もできていくという話をしました。スタッフミーティングは頻回にやっており、管理者が一手に引き受けている様子で、管理者の方が疲弊しないようにとエールを送ってきました。管理者が現場に入って入浴介助などを教えているようです。

全般的に、管理者の頑張りの気持ちに頼っている事業所だと感じます。会社としてもフォローしてほしい、休む日を作らないとダメですよと話をしました。

会長 : ありがとうございます。様々なお話を聞いて助言をし、前向きに事業所も検討しているということの評価にしたいということでした。ご質問などございますか。

特にないようです。評価に関わった皆様、お疲れ様でございました。では、これで県に提出をしたいと思います。

会長 : 以上で議事が終わりました。本日が今年度最後の協議会となりますが、今期で任期を終えられる委員の皆様から一言ご挨拶をいただけたらと思います。

磯部 : お世話になりました。この自立支援協議会発足当初から委員を担っており、ずっと生活支援部会担当でした。新しい仲間と市川市の事を考え、より良く進めていただけたら嬉しいです。

谷藤 : 副会長のときから 6 年間、大変勉強になりました。課題も分かりました。松の木会の他の役員の参加もと思い、4 月以降、副会長に交代します。ありがとうございました。

藤田 : 一年間でしたが、ふくたんから出させていただきました。ありがとうございました。

杉浦 : 2 年前に保健所に異動してきて、4 月から県庁の障害者福祉推進課に異動します。別の職員が 4 月から参加します。ありがとうございました。

石原 : 4 月より相談支援事業から外れ、就労サービス事業所に戻ることにしました。勉強になりました。ありがとうございました。

長坂 : 相談支援部会がえくるの生みの親だと思っています。15 年くらいお世話になりました。今月で定年退職し、来年度は週 1~2 回、えくるに関わっていきます。4 月から新たなえくるとして再スタートします。今後よろしくお願いします。

会長 : 思ったよりたくさんの方が交代なさるようです。ありがとうございました。

田上 : お願いがあります。市川市のセルフプラン率が高いです。相談支援専門員のなり手がいないのが原因だと思います。報酬額も低いです。市の方で何かプラスになる施策をし、相談支援専門員の数を増やしてほしいです。セルフプランではなく他人の目で見ること必要で、親の感覚と第三者の感覚は違いがあります。専門の方を増やす必要があると思います。可能であればお願いしたいと思っています。

会長 : 色々な課題に対して、諦めずに協議会としても考えていかないといけないと思います。では、事務局からお願いします。

樋口 : 長時間ありがとうございました。次回の開催は未定ですので、またご連絡します。以上です。

会長 : 以上で閉会します。ありがとうございました。